

(iv) 剪断力算定のために特に荷重配置、輪荷重分布幅について規定することがない。

13. 上置土層による輪荷重の分布

土層の深さが 2ft 以上の場合には、その上に乗る集中荷重は土層の深さの 1.75 倍の辺長の正方形上に等分布するものとする。数個の集中荷重から生ずる正方形が重なる場合には、個々の面積によつて出来た集合面積の外周内に全荷重が等分布するものとする。但しこの場合分布面積の全幅は支承版の全幅を超えないものとする。1 スパンの場合には、上置土層の深さが 8ft 以上でスパン長を超える場合、多スパンの場合には上置土層の深さが両端橋台間の距離を超える場合

には活荷重の影響は無視して差支はない。上置土層が 2ft 以下の時は、輪荷重の分布は集中荷重の作用する通常の床版と同一と考える。こゝに述べた方法に従つて上置土層を通じて荷重が分布するものとして計算した。コンクリート床版の活荷重及び衝撃モーメントが 12 に述べた方法で計算した活荷重及び衝撃モーメントより大なる場合には後者を採用する。

14. 木床版上の輪荷重の分布

横方向、縦方向及び逆続板張木床版について板張構造に応じてそれぞれ分布面積及び曲げモーメントを規定した。

(正員 京大 小西一郎)

公共測量から除外される測量の範囲について

公共測量とはどのような範囲の測量であるかということについて、編集部に屢々質問が寄せられますので、これについて、測量審議会において 8 月 1 日決定された解釈とその説明を次にあげ、質問に対するお答えとします。(編集部)

測量法第 5 条の規定により公共測量から除外するものとして建設大臣が指定したものについて、測量審議会(8 月 1 日)及び同幹事会(7 月 12 日)で認められた解釈は次の通りである。

個々の測量について規定できれば最も明確であるが多種多様なこれ等のすべてについて具体的に列挙することは当抵不可能である。従つて公共測量からの除外の指定は幾分抽象的に規定をされることになつた。このため個々の測量が公共測量に属するかどうかの判定は或る程度事務当局である地理調査所へ任せるものとする。勿論判定の困難なものについては、必要に応じて、測量審議会に諮り、大臣の決裁を仰ぐものとする。

測量法施行令第 1 条第 1 号及び第 2 号に規定するものの外、公共測量より除外すべき局地的測量は次の通りとする。

1 案内図、略図及び絵図(ダイアグラム)の調製。(説明) 基本測量又は公共測量の成果を使用しても、図の編纂のために基準となる点を一定の法式に従つて展開してこれを基として調製をすることのない略図、鳥瞰図、透視図等の形式による案内図及び各種のダイアグラムの編纂調製は縮尺に限らず公共測量から除外されることになる。

但し公共測量から除外される場合でも、測量法第 29 条、第 30 条、第 43 条、第 44 条の承認が必要であることはいうまでもない。

2 次の各号の一に該当しない測量。

(説明) 次の(イ)から(ト)迄の測量だけが一応公共測量として指定され、これ以外の測量は現在の段階では公共測量から除外されることになる。

以下の各項で之を利用すれば精度上からも経費上からも有利となるような基本測量又は公共測量の成

果があるのに故意に之等を使用しないで公共測量から除外されようとするような事は測量計画者としてあり得ないものとする。

(イ) 基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点又は図根点を使用する三角測量。

(説明) 基本測量又は公共測量によつて設けられた標石或いは之に代わる永久標識があり又は其他の方法で地点が確認できる三角点又は図根点 2 点以上を使用して行われる三角測量である。

(例示) 林野庁の国有林野地区の三角測量
 釜山局の 三角測量
 北海道庁開拓部の 三角測量
 都市計画等のための 三角測量等

(ロ) 基本測量又は公共測量の測量成果によつて修正される多角(トラバース)測量。

(説明) 基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点、図根点、又は多角点から出発して同一の点又は他の三角点、図根点或いは多角点に閉合(閉塞)し、之によつてその成果が修正(調整、平均)されるような多角測量である。

基本測量又は公共測量による基準点から出発しても距離の関係から閉合によつてその成果を修正することが技術的に経済的に困難であるような多角測量はこのうちに含まれない。例えば他の公共測量の成果のない地区で基本測量の三角点から 2 軒程度の開放の多角測量を行うような場合は公共測量から除外される。なお、多角測量の成果は例えば 1 軒に 1 点位に設けられる節点等について提出されるものとする。既設の公共測量による多角点の移転改埋を当該点を基にして行う場合は公共測量の予備の手続きを省略して結果だけを地理調査所長に通報するものとする。

予測の多角測量で更に実測の一部として同一路線の多角測量が行われるような場合には初めの多角測量を公共測量から除外することができるものとする。但し工事によつて多角点がそこなわれず、実測で多角測量が復行されない場合は勿論公共測量から除外されない。

(例示) 治水, 利水, 砂防, 道路, 其の他の工事の全体計画樹立に伴う測量中の多角測量。

国有林その他の境界測量, 林野における区画線測量の基準線測量。

鉄道, 道路, 水路其の他の路線設定のための多角測量。

都市計画等の実測における多角測量。

河川改修等の進捗に伴う距離標等の新設のための多角測量等。

(ハ) 基本測量又は公共測量の測量成果によつて整正され片道の距離が 10 km 以上で往復測量を行う直接水準測量。

(説明) 標石又はこれに代るべき永久標識で高サが標示される基本測量又は公共測量によつて設けられた基準点(三角点, 水準点, 多角点)の成果を基として出発し, 往復観測を行い, 整正(調整)する直接水準測量で片道 10 軒以上で, 往復観測の差の許容限度 $5^m\sqrt{S}$ (S は片道の距離, km 単位) を超えないように規定してあるもの又は特に規定がなくてもこれ以上の精度を持つことを通例とするものをいう。この場合の測量成果は(ロ)の場合と同様ベンチマーク(基標)(例えば 1 軒に 1 点)等についてのみ提出するものとする。

三角術的(トリツコノメトリカル)水準測量(高程角を測定して計算的に高サを求める間接水準測量)では水平距離を三角測量又は多角測量によつて求められるから(イ)又は(ロ)の項で規定される。従つて測定の精密さは $5^m\sqrt{S}$ の制限に拘束されない。

(例示)

河川改修, 砂防の全体計画, 割定に伴う測量のうち水準測量

河川改修, 道路改良工事, 砂防工事等の進捗に伴う基準標の新設の水準測量, 道路, 鉄道, 水路等の新設延長に伴う水準測量等。

(ニ) 測量区域が既存の基本測量又は公共測量の基準点(三角点, 水準点及び多角点)で囲まれる面積よりも広く, 且つ, 縮尺が 25 000 の 1 以上の地形測量, 平面測量及び断面測量(野帳式の測量及び分轄して測量を行う場合を含む)。

(説明) 測量区域又は其の附近に, 基本測量若しくは公共測量の基準点が 3 箇以上存在して容易に測定が行われるような平板, コンパス其の他の方法による地形図平面図又は断面図の作製である。

基本測量の基準点のみが存在する地域では現在大体 4 軒間隔に三角点が存在するから大体 10 平方料の面積以上, 公共測量の基準点が例えば, 1 軒間隔に在る地域ではこの面積は 0.5 平方料の面積以上の地形測量平面測量等がこれに該当する。

三角測量又は多角測量を行つて, これに基づいて带状の路線測量を行う場合は, その基準点測量が(イ)又は(ロ)に含められるか否かで公共測量になるかどうか決定される。

予測で実測が直ぐ続行されるものは公共測量から除くことがある。縮尺は 25 000 分の 1 以上のものの

うち当分は 25 000 分の 1~5 百分の 1 のものとする。

なお前記の測量が年度等の関係で分割され面積が前記のものよりも狭くても同一系統の計画機関によつて継続して(ハ)に規定する範囲よりも広地域に亘つて行われる地形, 平面又は断面測量も公共測量に含められる。

(例示)

河川改修, 道路改良, 砂防工事の全体計画(根本計画)樹立に伴う縦断測量, 横断測量, 地形測量

林野基本図及び地形図の測量

炭田及油田調査用地形測量

新設鉄道線の建設, 発電水路の建設のため路線選定又は全体計画に伴う地形測量。

(ホ) 既に行なわれた公共測量と同種のもので同一系統測量計画機関によつてこれに追加して行われる測量。但し, 同一測量計画機関により復旧, 改修等のため局部的に行われる測量を除く。

(説明) 区域的には狭いが, 元の測量計画機関と同一若しくは同一系統のものにより既存の公共測量に追加して拡張する測量である。

この項は(イ), (ロ), (ハ), (ニ) 各項に適用される。

局部的とは面積的に(イ), (ロ), (ハ), (ニ) 各項のいづれにも該当しない程度の範囲で行われるものである。但しこのため公共測量から除外されるものでもその成果を地理調査所長へ通報するものとする。

(例示)

公共測量に該当する測量。

河川改修, 道路改良工事及び砂防工事等の進捗に伴う基準標, 距離標の新設のための多角測量, 水準測量, 鉄道, 道路等の延伸に伴う各種の測量。

(ヘ) 空中写真及び地上写真(測量用写真)による写真測量。(撮影を含む)

(説明) 米軍貸与の空中写真, 其の他の空中写真及び地上写真を使用して行うすべての写真測量で之は区域の広狭にはよらない。測量用写真機で測量の目的で行われる空中写真及び地上写真の撮影も含む。

(例示)

民有林施業案による地貌図, 地形図。

都市計画図。

ダム建設のための地形図。

(ト) 基本測量又は公共測量の測量成果に基づく 100 000 分の 1 以上の縮尺で精密を要する地図の調製。

(説明) 基本測量又は公共測量による実測図, 写真測量図等を基として編纂される縮尺 100 000 分の 1 以上の地図の調製である。

100 000 分の 1 の以上でも精密を要しない地図の編纂, 例えば通常の村図等及び縮尺 100 000 分の 1 未満の地図の調製は公共測量から除外される。

(例示)

縮尺 100 000 分の 1 以上の各種管内図。

国有林経営図, 其の他の編纂図。